

各施設注意事項

■屋外有料施設共通事項

- 基本利用時間 8:30～17:00（陸上競技場、補助競技場、球技場、少年野球コーナー）
8:30～21:00（テニスコート）

※季節によっては、日没時刻が遅くなり、基本時間より長く利用できる場合があります。

※野球場は改修工事中の為、利用希望調査の対象施設に入りません。

□2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用対象となり、当該の利用料金が発生します。

◆陸上競技場・補助競技場・球技場

- 利用期間 ①陸上競技場 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
②補助競技場 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）
③球技場 令和7年5月1日（木）～令和7年11月30日（日）

- 芝生利用 ①芝生利用は、別紙4を参照のうえ試合数等を遵守ください。
②球技利用は、1日の試合数を必ずご記入ください。

③毎年12月1日～4月30日までは芝生養生期間のため、ご利用できません。

- その他 球技場は、大雨時には一時的に冠水する恐れがあります。冠水時は、競技運営に支障をきたす場合がありますので、ご承知のうえご予約ください。

◆野球場

□利用不可期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）予定

□利用不可理由 外野拡張及びブルペン整備工事のため

◆少年野球コーナー

- 利用期間 ①令和7年4月1日（火）～11月30日（日）
②令和8年3月1日（日）～3月31日（火）

- その他 毎年12月1日～翌年2月末日までは芝生養生期間のため、ご利用できません。

◆テニスコート

□利用期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（年末年始は除く）

□コート数 利用する面数を必ずご記入ください。

□ナイター設備 毎年12月1日～翌年3月14日間はご利用できません。

■体育館

□基本利用時間 8：30～21：00

□利用期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（年末年始は除く）

□体育館休館日 下記の予定表を確認のうえ、予約ください。

令和7年度 浜山体育館休館日予定表											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7	7	2	7	4	1	6	4	1	1	2	2
14	12	9	14	12	8	14	10	8	2	9	9
21	19	16	22	18	16	20	17	15	3	16	16
28	26	23	28	25	22	27	25	22	5	24	23
		30			29			29	13		30
								30	19		
								31	26		

①原則毎週月曜日が休館日になります。（月曜日が祝日の場合、翌平日が休館日）

②赤色塗りつぶし部分は、月曜日以外の休館日になります。

③12月29日～1月3日（朱書き）の年末年始は、有料公園施設を閉鎖します。

□2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用対象となり、当該の利用料金が発生します。